

## 各論

### 第6章 医薬品

#### 第1節 医薬品

##### 1 医薬品の生産、流通、資本・技術の自由化等

###### (1) 生産

昭和43年の医薬品の生産額は6,890億円で、前年の5,633億円に比較すると1,257億円増加し、また38年と比べ、この6年間で約2倍となっている。

最近における医薬品生産額の推移をみると、生産額は年々増加を続けているが、その伸び率は40年から42年までの8%、11%、11%という状況から43年は22%と急激に増加している。

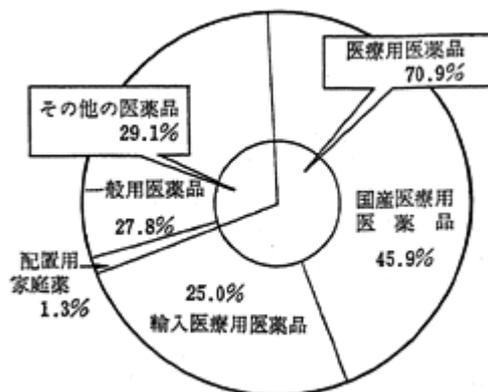
43年における薬効分類別の医薬品生産額は、ビタミン剤、抗生物質製剤、中枢神経系用薬、その他の代謝性医薬品、消化器官用薬、循環器官用薬、外皮用薬、滋養強壮変質剤、生物学的製剤、化学療法剤の順に多く、これら10種類で医薬品生産額の83%を占めている。

これらのうち、前年に比べて増加の著しいものは、抗生物質製剤、中枢神経系用薬、その他の代謝性医薬品、循環器官用薬などであり、それぞれ前年の生産額に対する伸び率は31%、29%、25%、25%となっている。このほかに血液及び体液用薬、呼吸器官用薬がそれぞれ対前年比46%、43%の著増を示している。これに対して伸び悩みのものは、末梢神経系用薬、ホルモン剤などである。

なお、43年に新たに調査した医薬品の剤型分類別及び用途区分別の生産額についてみると、剤型分類別では、錠剤39%、注射液・粉末注射剤18%、カプセル剤11%、散剤・顆粒剤9%、内用液剤7%などとなっており、また用途区分別では主として医療機関において使用される医療用医薬品71%、それ以外の医薬品(いわゆる大衆薬)29%となっている(第6-1図参照)。

第6-1図 医薬品用途区分別生産額の構成割合

第6-1図 医薬品用途区分別生産額の構成割合  
(43年)



厚生省薬務局調べ

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第6章 医薬品

#### 第1節 医薬品

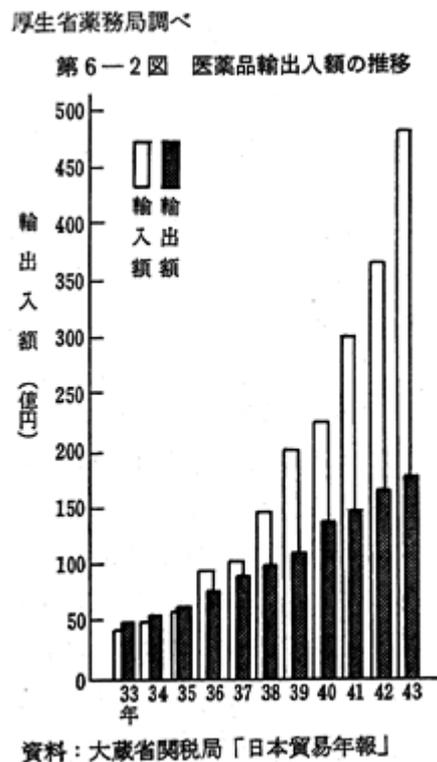
##### 1 医薬品の生産、流通、資本・技術の自由化等

##### (2) 輸出入

医薬品の輸出入についてみると、43年の輸出額は179億円、前年比8.5%増であり、医薬品総生産額の約3%を占めている。

一方、輸入額は483億円で前年比30%増である。このため、43年は大幅の輸入超過となっており、その差は年を追って大きくなる傾向にある(第6-2図参照)。

第6-2図 医薬品輸出入額の推移



輸出医薬品は、最終製品とバルク製品(原料)に分けられるが、最終製品は、主として東南アジア諸国に、バルク製品は主として欧米諸国に輸出されている。

輸出を主要医薬品別にみると、ビタミン類が最も多く、バルク製品を主体に欧米諸国に輸出されてきたが、ビタミンA及びビタミンCは前年の輸出額に対して大幅に低下した。これは国際的価格競争の激化によるものである。輸出額の伸びているその他のビタミンのバルク製品においても、輸出数量の伸びに比べ輸出金額の伸びが低く、伸び悩みがみられる。ただし、ビタミン製剤については東南アジア向けのもの大幅に増加した。また輸出額で第2位を占める抗生物質製剤が、沖縄、台湾、メキシコ向けなどを中心に増加したのが

目立っている。

最近,医薬品の輸出促進に最も重要である新開発医薬品について,わが国において開発されたものが海外において注目され,輸出についての引き合いもあるようになったことは,わが国の医薬品産業の研究開発力の向上をあらわすものとして注目される。

こうした医薬品の輸出を促進するため,加工貿易,輸出協定などの対策を講じているが,今後,さらに新医薬品の開発に努めるとともに各企業の輸出体制を強化していくことが必要であろう。

一方,医薬品の輸入についてみると,わが国の43年における医薬品総生産額に対する医薬品輸入額の割合は7%であるが,輸入医薬品の約70%はバルク製品であつて,これを原料として国内で製剤化したものを考慮すると,わが国の医薬品供給の相当部分は輸入に依存している状態である。

輸入のおもな品目をみると,抗生物質が全体の29.5%で最も多く,次いでホルモン15%,ビタミン類6.3%の順である。これらの大部分はバルク製品であるが,このほか重要な治療薬として輸入される新医薬品も多い。

輸入先国としては,前年に引き続き,西ドイツが177億円,36.6%で最も多く,アメリカ29%,イギリス10%,スイス8.3%,フランス5.0%でこれら欧米諸国からの輸入が全体の99.4%を占めている。

なお,医薬品の貿易の自由化は,すでに大幅に進められているが,現在残存輸入制限品目は,関稅定率法により分類すると2品目である。しかし,わが国の經濟の發展に伴い諸外国よりこれらの貿易障壁の撤廢を求める要求が強くなつてきつつある。このため,昨年末には,輸入自由化の促進についての閣議決定が行なわれ,両3年中にかなりの分野において自由化を実施することとなつた。医薬品についてもこの方針に沿つて,今後さらに貿易の自由化の検討が行なわれるものと思われる。

## 各論

### 第6章 医薬品

#### 第1節 医薬品

##### 1 医薬品の生産,流通,資本・技術の自由化等

##### (3) 資本・技術の自由化

医薬品産業における外国製薬企業との関係を見ると,これまでわが国で使用されている医薬品のうちには海外で研究開発されたものが多く,わが国の製薬企業の多くは外国の製薬企業と積極的に技術提携を行ない,海外のすぐれた医薬品を多く市場に送り出してきた。医薬品関係の技術導入は,26年度から42年度までに169件(42年度は20件)あり,契約に基づく特許権実施料などの対価の支払は231億円(42年度は30億円)にのぼっている。

しかし,重要な医薬品の製造技術をもっている外国の製薬企業のうちには,成長の著しい日本の医薬品市場に対する期待から,単にわが国の製薬企業に技術を提供したり,製品を輸出するばかりでなく,進んで自ら日本の製薬企業と合併会社を設立し,又は日本国内に子会社を設立することによつて,わが国で事業活動を行なうものも増加してきている。こうして設立された外資系企業は,44年3月末日まで57社に達している。

ところで,わが国はOECD加盟国の義務として,またわが国経済の長期的発展を図るため,資本自由化に積極的に取り組み,これまでに42年7月からの第1次資本自由化,44年3月からの第2次資本自由化を実施してきた。医薬品産業について,医薬品製造業が生物学的製剤製造業を除き第1類自由化業種(外資比率50%まで自由化を行なう業種)になり,また医薬品の流通部門についても,卸業及び小売業(ただし,小売業にあつては,単独専門小売店で事業所の面積が500平方メートル以下のもの)が第1類自由化業種となつた。

また,技術導入についても,従来は個別に審査してきたが,43年6月からはほぼ完全に自由化が行なわれ,原則として1か月以内に自動認可されることになつている。技術導入の件数は自由化に伴つて従来よりかなり増加し,また,わが国企業にとつて不利とみられる契約も散見されている。

わが国の医薬品産業は,企業数が多く,また各社が多品種少量生産を行なつているため,同種同効とみられる医薬品も少なくなく,いわゆる過当競争の状態にある。資本自由化により,今後はさらに研究開発力,資金調達力,市場開発力などの点ですぐれた外国製薬企業が国内で活発な事業活動を行なうことが予想され,これらとの間で国内市場において激しい競争を迫られることになると思われる。したがつて,わが国の製薬企業もこれに対処するためには,体制を早急に整えなければならない。

このためには,企業の体質改善,生産の合理化,研究開発力の強化など個々の企業の努力とともに,医薬品業界全体として,この問題を真剣に検討し,産業体制の整備,試験研究の共同化,流通機構の整備,公正な競争基盤の確立などについて,果敢に取り組んでいくことが必要であろう。

## 各論

### 第6章 医薬品

#### 第1節 医薬品

##### 1 医薬品の生産,流通,資本・技術の自由化等

##### (4) 流通

---

41年6月物価問題懇談会において論議のあつた再販売価格維持制度の問題については,その後公正取引委員会において検討が進められ,医薬品及び化粧品に関しては,指定商品の分類が現時点では適当でないものや有効に利用されていない品目について整理が行なわれた。この結果,43年12月28日医薬品及び化粧品に関する指定商品の告示が全面改正された。

医薬品については,その品質の確保と同時に薬局などの医薬品販売業者の地域的な適正配置を図るには,医薬品がおとり販売の対象となつたり,極端な価格競争によつて流通機構が混乱したりすることなどを防止することも必要であり,この意味で再販売価格維持制度の果たす役割は大きなものがある。しかし,その運用にあつては,一般消費者の利益を不当に害することのないよう十分配慮し,適正を期することが必要であらう。

---

各論

第6章 医薬品

第1節 医薬品

1 医薬品の生産,流通,資本・技術の自由化等

(5) 生物学的製剤の需給

ワクチン,血清のような生物学的製剤については,その需給に関して特殊な問題がある。すなわち,使用の対象となる伝染病の流行がきわめて予測しがたいものであること,その性質上製造に長期間を要すること,また,このようにして製造された医薬品についてその効果及び安全性を確認するための国家試験が必要であること,その有効期間が短いことなどのため,その需給の調整には国家的見地からの特別の配慮が必要である。したがって,防疫対策上特に重要なワクチン,医療上重要なワクチン・血清については,国があらかじめ一応の需要量を予測し,その需要量を取りあえず国の負担において購入し,備蓄することとして,その製造の円滑化を図り,有事の際の需要に備えることとしている。

43年における主要ワクチン及び血清の需給状況は,第6-1表のとおりである。

第6-1表 主要ワクチン・血清類,年次別,品目別生産及び供給数量

第6-1表 主要ワクチン・血清類,年次別,品目別生産及び供給数量

|               | 単<br>位 | 39 年   |        | 40     |        | 41     |        | 42     |        | 43     |        |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|               |        | 生 産    | 供 給    | 生 産    | 供 給    | 生 産    | 供 給    | 生 産    | 供 給    | 生 産    | 供 給    |
| 痘 苗           | 千人分    | 10,073 | 11,532 | 12,281 | 9,264  | 11,465 | 9,534  | 8,509  | 7,220  | 8,897  | 7,647  |
| 乾 燥 痘 苗       | ・      | —      | —      | 2,062  | 1,900  | 1,141  | 515    | 1,023  | 941    | 1,533  | 1,265  |
| コ レ ラ ワ ク チ ン | ℓ      | 9,730  | 12,388 | 4,270  | 3,050  | 5,718  | 5,765  | 6,381  | 4,925  | 5,134  | 3,884  |
| インフルエンザワクチン   | ・      | 20,765 | 15,679 | 22,502 | 19,903 | 20,009 | 17,789 | 26,216 | 22,998 | 28,575 | 25,189 |
| 日本脳炎ワクチン      | ・      | 7,713  | 7,373  | 12,838 | 12,411 | 18,849 | 16,657 | 29,085 | 27,711 | 50,753 | 39,749 |
| 経口生ポリオワクチン    | 千人分    | 6,119  | 5,390  | 3,530  | 3,165  | 5,914  | 3,734  | 4,265  | 3,400  | 3,723  | 4,469  |
| 不活化麻疹ワクチン     | ・      | —      | —      | —      | —      | 1,373  | —      | 879    | 828    | 359    | 103    |
| 弱毒生麻疹ワクチン     | ・      | —      | —      | —      | —      | 688    | —      | 139    | 801    | 1,068  | 698    |
| BCG ワ ク チ ン   | ℓ      | 658    | 939    | 618    | 826    | 953    | 880    | 480    | 308    | 282    | 278    |
| ツベルクリン        | ・      | 3,935  | 3,883  | 4,296  | 3,174  | 4,014  | 3,672  | 3,826  | 3,571  | 1,972  | 3,019  |
| ガスエソ抗毒素       | ・      | 18     | 15     | 22     | 15     | 17     | 15     | 16     | 16     | 16     | 16     |

厚生省薬務局調べ

## 各論

### 第6章 医薬品

#### 第1節 医薬品

#### 2 医薬品の安全性確保策の推進

##### (1) 製造(輸入)承認審査事務の改善

優れた効果を有する新医薬品の開発は、他面それらの医薬品の積極的な作用に随伴するおそれのある副作用・毒性等の消極的な作用に対する防ぎよ対策の重要性をしだいに高めている。

医薬品の安全性確保対策の最も望ましい姿は、その医薬品が市販され、使用される前に、副作用等の消極的作用の存否を完全に究明し、それを十分に除去する措置を講ずることであり、十分な除去が不可能な場合には、少なくとも副作用等が出現する態様と、それを防止する有効な手段とを明示させる措置を講ずることによつて、危害発生の防止を図ることである。

したがつて、医薬品製造(輸入)の承認にあつては、その有効性に関する審査にもまして、安全性についての十分、かつ、厳正な審査の実施が強く望まれているところである。このためわが国においては、昭和38年以降、新成分を含有する医薬品等の承認申請については、従前の動物試験成績、臨床試験成績等に追加して、その医薬品の胎仔試験その他の特殊毒性試験に関する資料の提出を求めることとし、また42年には「医薬品の製造承認等に関する基本方針」を定め、承認申請に際して添付すべき資料の範囲を拡大し、明確にする措置を講ずるなど、逐年審査内容を拡充強化してきたのであるが、昭和44年3月にはさらに審査事務の適正化及び迅速化を図るため、中央薬事審議会の同意を得て、「医薬品等の製造承認審査事務の改善方策」を定め次のような措置を講ずることとした。

ア 比較的副作用等の問題を生ずるおそれのない、いわゆる一般用医薬品の承認に関する処分も、中央薬事審議会の意見に基づいて行う建前としたこと。すなわち、一般用医薬品の承認に関する処分は、同審議会に諮問して作成する具体的な承認基準によつて行なうことを原則とし、この規準によつて審査できない医薬品については、その承認の可否について個別に同審議会に対する諮問を行なうこととしたこと。

イ 審査事務処理の適正化を図るため、その処理機構を予備審査、本審査、及び決定の三段階に体系的に整備するとともに、各段階における合議の体制をさらに強化し、組織化したこと。

ウ 十分、かつ、迅速な審査を行なう体制を確立するため、審査担当者を増員するとともに、前述の基準によつてほぼ画一的な審査を行なうことができる医薬品等については、その製造承認に関する厚生大臣の権限を今後逐次都道府県知事に委譲することとしたこと。このため昭和44年7月、権限委譲のための薬事法施行令の一部改正が行なわれ、同年10月以降、前記基準の制定を待つて、かぜ薬、健胃消化薬というような医薬品の種類ごとに、今後逐次、この改正政令に基づく移譲のための具体的な措置が実施されることとなつている。

## 各論

### 第6章 医薬品

#### 第1節 医薬品

#### 2 医薬品の安全性確保策の推進

##### (2) 副作用等の情報収集体制の整備

承認審査の段階において十二分に慎重を期したとしても、なおその医薬品の使用中にまったく予期しなかつた副作用等の発生をみる場合がある。このような場合に備え、かかる副作用等の発生をみたときには、これをできる限りすみやかに握し、それによる危害の発生を最小限度に止めるための適切な措置を臨機に講じることができる体制を整えておく必要がある。

このため、従来から世界保健機構(WHO)を中心に世界各国からの国際的な副作用情報の収集に努める一方、国内対策としては、42年3月から大学付属病院及び国立病院の協力を得て、副作用モニタリング制度を発足させ、さらに42年11月以降は、前述の「医薬品の製造承認等の基本方針」に基づき、医薬品の製造業者にその医薬品について、承認後少なくとも2か年間、副作用に関する追跡調査の報告を求めることとしたなど、逐次関係情報の収集体制の整備に努めている。

このような情報収集機構を活用することにより、例えば43年5月の米国におけるクロラムフェニコールの副作用問題を契機として、既承認抗生物質製剤全般に対する再調査を行ない、同年8月、及び12月には、これらの医薬品に関して追加すべき使用上の注意事項等を明らかにし、これをその添付文書等に記載させる措置を講ずることによつて、これらの医薬品の安全使用に資することとした。

また、43年7月には、毒性、副作用に関する試験研究体制の拡充強化を図ることを目的として、国立衛生試験所の機構を再編成し、その毒性センターとしての機構を整備した。

## 各論

### 第6章 医薬品

#### 第1節 医薬品

#### 2 医薬品の安全性確保策の推進

#### (3) 要指示医薬品の販売規制等

---

それが適正に使用されない場合には、対象とする病原菌に耐性を生じたり、使用者にその医薬品についての習慣性を生じさせたりするなど、使用上特に注意を要する医薬品は、薬事法の規定に基づく、厚生大臣の指定によつて要指示医薬品とし、医師・歯科医師又は獣医師から処方せんの交付又は指示を受けていない一般消費者には販売できない取扱いとすることによつて、一般消費者の乱用誤用の防止を図っている。しかし、この規定の遵守状況は従来かなり遺憾な状態であつたので、昭和43年10月には、都道府県知事に対し、重ねて強力な指導取締方を指示し、違法な販売の根絶を図っている。

また近年、幻覚剤、睡眠剤、精神安定剤など向精神剤の乱用が各国において大きな社会問題となつている。国際連合の専門委員会である麻薬委員会も、これらの乱用防止対策に重大な関心を示し、41年以降同委員会において向精神剤の国際統制問題が重要議題の一つとして採り上げられ、種々検討が行なわれてきた。その結果、44年1月に開催された第23回麻薬委員会において、向精神剤の国際統制に関する議定書案が提案され、討議されたが、45年以降同委員会において、さらに審議が重ねられることとなつている。

---

各論

第6章 医薬品

第1節 医薬品

3 薬事監視

不良,不適正な医薬品,医薬部外品,化粧品及び医療用具の製造,輸入,販売を防止するため,国及び都道府県は,それぞれ薬事監視員(43年末現在2,026人)を配置して,検査及び指導取締りを実施している。

昭和43年中に実施した薬事監視の状況をみると,43年末現在における薬事法に基づく許可又は届出施設25万9,842か所のうち,21万3,778か所に立入検査を実施し,2万6,585か所において無許可又は無届営業,無許可品,不良品又は不正表示品の販売授与等,構造設備の不備,毒劇薬又は要指示医薬品の譲渡手続等の違反など3万4,718件を発見し,これに対し業務停止,構造設備の改善命令,無許可品又は不良品の回収,廃棄を命ずるなどの処分を行なった。43年中における違反のおもなるものを38年に比較すると第6-2表のとおりであり,無許可品の販売授与等を除いていずれも減少を示している。43年において特に無許可品の発見件数が,増加したのは,ヘアスプレーについて特別の取締りを行なった結果である。また,日局スルピリン注射液,エアゾール式髪用化粧品,ラテックス製コンドームなど8品目について一斉取締りを実施し,549検体を収去して試験を行なった結果18件の不適品が発見された。これらの不良品を製造した業者に対しては不良品の回収廃棄,業務停止を命ずるなど所要の措置がとられた。

医薬品等は人の保健衛生に重大な影響を及ぼすものであるから,その広告が消費者を欺いたり乱用を助長することのないよう薬事法においても特別の規制が行なわれているが,さらに「医薬品等適正広告基準」を定めて,虚偽・誇大広告を厳しく規制するとともに,節度のある広告についての具体的な指導を行なっている。違反広告件数は,38年は1,237件,43年は896件と次第に減少してきている。

第6-2表 薬事監視による違反発見状況

第6-2表 薬事監視による違反発見状況 (単位:件)

|          | 38年   | 43    |
|----------|-------|-------|
| 無許可業・無届業 | 2,829 | 918   |
| 無許可品     | 349   | 488   |
| 不良品      | 1,564 | 1,107 |
| 不正表示品    | 5,719 | 1,529 |

厚生省薬務局調べ

各論

第6章 医薬品

第2節 毒物・劇物

近年、著しい発展を続けている化学工業から生み出される毒物・劇物は、その量においても種類においても次第に増加してきており、それは、農薬、化学薬品、塗料などとして日常生活の種々の分野に、広範、かつ、大量に使用されている。このような状況は、人口の集中化の傾向とあいまって、毒物・劇物の取り扱いについての慎重な配慮を必要としている。

毒物及び劇物取締法は、毒物・劇物による保健衛生上の危害の発生を防止するため、その製造、輸入、販売はさらにその取り扱い、廃棄の方法などについて種々の規制措置を定めている。

同法に基づいて、毒物劇物監視員を中心に同法の遵守と毒物劇物に関する正しい知識の普及が図られているが、昭和43年における毒物・劇物営業者(毒物・劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者)の違反状況は第6-3表のとおりである。また、水質汚濁などの公害問題と密接な関連を有する毒物たる無機シアン化合物を業務上取り扱う電気メッキ業者のシアン含有水の処理状況は第6-4表のとおりであり、その改善には、今後特段の努力が必要である。

また、毒物・劇物による危害防止で特に問題となる農薬の事故については、農林省などの協力の下に昭和28年より毎年5月から6月にかけて1か月間、農薬危害防止運動を実施しているが、事故数は第6-3図に示すとおり、なお高水準にあり、今後とも農薬の正しい取扱い方、中毒時の応急措置などについて一層周知徹底させる必要がある。

さらに、前述のような毒物・劇物の供給、使用の種類及び量の両面にわたる増大と、これに伴う輸送手段の大型化の傾向は、しだいに現行の法体系によつては十分に対処しがたいという局面を現出してきているので、現在のこのような情勢の変化に対応する新しい施策の検討が進められている。

第6-3表 毒物・劇物営業者立入検査施行か所、違反・処分及び告発件数

第6-3表 毒物・劇物営業者立入検査施行か所、違反・処分及び告発件数  
(43 年)

| 立入検査<br>施行か所<br>数 | 違反発見<br>か所数 | 毒物・劇物<br>又は政令で<br>定める毒物<br>若しくは劇<br>物を含む物<br>の疑いの<br>ある物の<br>取去数 | 試験の結果<br>毒物・劇物<br>又は政令で<br>定める毒物<br>若しくは劇<br>物を含む物<br>であると判<br>明した物<br>の数 | 無登録業者<br>又は、無届<br>業者の発見<br>件数 | 処分件数     |          |            |       | 告発件<br>数 |
|-------------------|-------------|--|---|-------------------------------|----------|----------|------------|-------|----------|
|                   |             |  |   |                               | 登録取<br>消 | 業務停<br>止 | 設備改<br>善命令 | その他   |          |
| 66,908            | 19,252      | 257  | 142   | 543                           | 0        | 16       | 97         | 5,833 | 4        |

資料：厚生省統計調査部「衛生行政業務報告」

第6-4表 電気メッキ業一斉立入検査結果

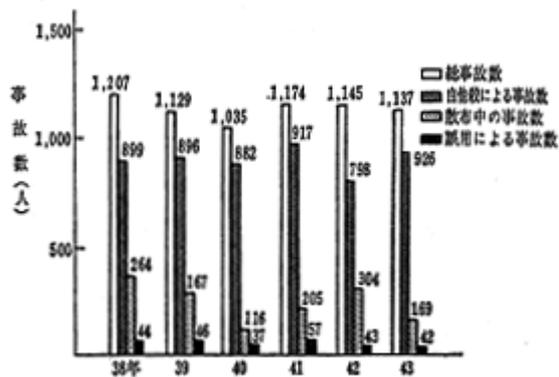
第6-4表 電気メッキ業一斉立入検査結果

|    | 年度 | 届出事業<br>所総数 | 立入<br>所数 | 廃棄基準(2ppm) |     |     | 排水処理装置 |     |     |
|----|----|-------------|----------|------------|-----|-----|--------|-----|-----|
|    |    |             |          | 適          | 不適  | その他 | 有      | 無   | その他 |
| 全国 | 41 | 4,738       | 597      | 237        | 347 | 15  | 169    | 428 | 0   |
|    | 42 | 4,758       | 617      | 218        | 387 | 42  | 105    | 489 | 23  |
|    | 43 | 4,848       | 551      | 182        | 339 | 22  | 96     | 454 | 1   |

厚生省薬務局調べ

第6-3図 農薬事故発生状況

第6-3図 農薬事故発生状況



厚生省薬務局調べ

各論

第6章 医薬品

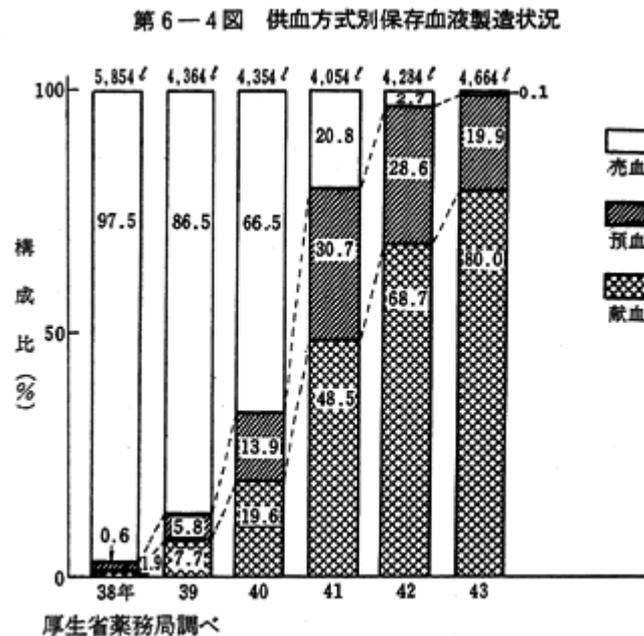
第3節 血液

1 献血の推進

わが国の血液事業は、戦後、いわゆる売血制度を基盤として発展してきたため、供血者の固定化に伴う頻回採血、供血者の貧血、あるいは輸血後の血清肝炎の多発等、その弊害が顕著となり、大きな社会問題を生ずるに至った。

このため政府は、39年8月「献血の推進について」の閣議決定を行ない、必要な保存血液のすべてを献血によって確保するという施策を推進してきた。その結果、献血は第6-4図のとおり順調に伸展し、全保存血液製造量中に占める献血によるものの割合は、38年にはわずかに約2%であつたが、43年においては80%に達するに至った。また、保存血液製造のための売血は、閣議決定から4年足らずの43年3月には、早くもほとんど姿を消すこととなつた。

第6-4図 供血方式別保存血液製造状況



このように血液事業は正常化に向かつてこの順調な進展をみせてはいるが、保存血液の製造量は39年に急激に減少して以来50万リットル台を回復することが出来ず、43年においても約47万リットルにとどまっている。これは、最も製造量の多かつた38年の製造量の80%に過ぎない。

血液は現在までのところ他の医薬品のようにこれを化学的に合成するというような方法は開発されていない。したがつて、医療上の需要に対応して十分な量の血液を確保できる体制を整えるには、国民1人1人の協力が必要であり、また、これを円滑に受け入れ、医療機関に供給するための施設などの整備が図られなければならない。

このため、厚生省は閣議決定以来献血運動の推進に努める一方、その受入れ機関の整備を進めているところ

厚生白書(昭和44年版)

であるが、43年度においても、国庫補助金などにより移動採血車8台、血液センター1か所、血液センター出張所13か所の整備が行なわれた。

医学技術の進歩発展に伴い、血液需要はさらに増加するものと予想されるので、その円滑かつ適正な供給体制を整備するため、今後とも献血運動を一層積極的に推進してゆかなければならない。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第6章 医薬品

#### 第3節 血液

##### 2 保存血液の需給の調整

---

保存血液は、その有効期間がわずか21日ときわめて短かく、しかもA.B.O.AB型,Rh(+),Rh(-)型などに分かれるため、都道府県単位の需給圏にとらわれることは、型別調整などの面で円滑な供給が困難となるばかりでなく、その有効な利用をそこなうおそれがあるので、需給圏の広域化を図り、全国的規模の需給調整を行なう必要がある。このため、43年1月以来、全国を7ブロックに分け、第1段階の調整をブロック単位に行ない、ブロック内で調整できないときは、中央血液センターが全国的な規模で需給の調整を行なうこととしており、献血による保存血液の需給の円滑化と効率的な利用を図っている。

---

---

## 各論

### 第6章 医薬品

#### 第3節 血液

##### 3 今後の課題

---

医療に要する血液のすべてを献血によつて確保し、医療の万全を期するには、次の諸問題に積極的に取り組んでゆかなければならない。

前述のとおり、献血は関係者の努力と国民の積極的な協力によつて順調な伸展状況を示しているが、今後は献血組織の確立と育成を図り、計画採血を実施することによつて恒常的な供血源を確保するとともに、血液事業の能率的な運営、技術水準の向上、献血者の心理に適合した献血制度の樹立などを行なうことによつて、必要にしてかつ十分な血液量の確保を図る必要がある。

また、医学の進歩とともに今後ますます需要が増加するものと思われる血漿分画製剤の研究開発及び保存血液の有効期間の延長を図るための研究を進め、これを実用化することによつて血液の効率的利用を図つてゆかなければならない。

いずれにしても血液問題に関しては、国民の相互扶助の精神に負うところがきわめて大きいので、その積極的な協力が期待されている。

---

## 各論

### 第6章 医薬品

#### 第4節 麻薬

医療麻薬の需要は最近までほぼ安定化の傾向を示していたが、昭和43年後半には香港かぜが流行したため、総合感冒薬、鎮咳薬などの需要が伸び、約25%の増加をみた。なお、わが国で製造される医療麻薬はほとんどあへん系麻薬であり、しかも、そのうちリン酸コデイン3,076キログラム、リン酸ジヒドロコデイン4,520キログラムが全体の96%を占めている。

麻薬の原料となるあへんの43年度における供給の状況は、輸入約56トン、国内産約1トンであり、その大部分をインド、トルコから輸入に依存している。

ところで、麻薬の乱用は、単に個人の心身を腐敗させるにとどまらず、各種の犯罪増加の原因にもなっており、それが社会に及ぼす害毒は計り知れないものがある。

このような麻薬禍を未然に防止するため、わが国は麻薬に関する国際条約を積極的に支持し、国際的な連携協力の体制のもとに麻薬の不正輸入を始めとする麻薬犯罪の徹底的な撲滅に努めるとともに、一般国民に対する麻薬禍についての啓発、宣伝の徹底、医療麻薬の生産、流通、施用などの管理面における指導監督の強化、麻薬中毒者に対する医療措置及びそのアフターケアなどの諸施策を強力に推進し、麻薬禍を根絶するためのたゆみない努力を続けている。

43年中にわが国の麻薬取締機関が検挙送致した麻薬事犯は1,826件、1,919名であり、件数、人員とも約15%増加している。これは、その内容を前年と比較した第6-5表に示されているとおり、大麻取締法及びあへん法違反事犯の大幅な増加によるものであり、麻薬取締法違反事犯は減少し、これまでの最低であつた。

第6-5表 麻薬犯罪

第6-5表 麻 薬 犯 罪

|           | 42 年  |       | 43    |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
|           | 件 数   | 人 員   | 件 数   | 人 員   |
| 総 数       | 1,595 | 1,661 | 1,826 | 1,919 |
| 麻薬取締法違反   | 592   | 658   | 298   | 361   |
| ヘロイン事犯関係者 | 60    | 72    | 18    | 27    |
| 医療薬業事犯関係者 | 295   | 321   | 163   | 208   |
| そ の 他     | 237   | 265   | 117   | 126   |
| 大麻取締法違反   | 301   | 298   | 392   | 410   |
| 不正取引等     | 105   | 102   | 226   | 244   |
| 不正栽培      | 196   | 196   | 166   | 166   |
| あへん法違反    | 702   | 705   | 1,136 | 1,148 |
| 不正取引等     | 35    | 38    | 15    | 17    |
| けし不正栽培    | 667   | 667   | 1,121 | 1,131 |

厚生省薬務局調べ

麻薬取締法違反者の減少は、医療麻薬事犯、ヘロイン事犯がひき続き減少している結果である。近年増加の傾向を示していた医療麻薬事犯は、41年を頂点してその後しだいに減少してきているが、麻薬取扱者の麻薬中毒者に対する不正と施用事犯は前年とほぼ同数の48名(42年は47名)を数え、麻薬の管理面に関しては今後ともなお強力な指導と取締が必要である。

一方、大麻関係では、密輸入、不正取引などの事犯がこれまでの最高を記録した。これらの違反者の大部分は、外国船員、観光旅行、興業などで来日する不良外人であるが、最近、これらの者が密輸した大麻が、港湾地域、都市の盛り場などにおいて、フーテン、ホステス、バンドマンなどの階層から、さらには一般人の手にまでわたる事例もみうけられており、日本人の間にも大麻吸煙、不正取引が漸増する傾向にあることは憂慮される。したがって、今後さらに迅速かつ適確な情報の収集に努め、水際における取締をいつそう強化するとともに、野生大麻の除去を徹底するなどの措置を講じ、大麻禍の早期撲滅を図つてゆく必要がある。

あへん法違反については、けしの不正栽培事犯が大幅に増加したが、そのほとんどはその栽培が禁止されていることを知らないために問われた事例であり、けしに関する知識の啓蒙宣伝が今後とも重要であることを示している。

麻薬禍に対する啓蒙指導については、43年も全国的にけし不正栽培防止運動(4月中旬から6月中旬まで)、麻薬禍撲滅運動(9月1日から10月末日まで)などを展開し、けしに関する知識、麻薬のおそろしさなどについて、一般国民に関する周知徹底を図つた。

麻薬の生産、流通、施用等の管理については、対象施設6万9,816か所中2万3,954か所(34.3%)に立入検査を実施して、施設内における麻薬の取扱い状況をは握し、適切な指導監督を行なつたほか、関係団体に対する講習会を開催するなど医療麻薬による不正事犯の未然防止に努めた。

43年中に新たに啓発された麻薬中毒者は、5,464人であつたが、このうち96.8%にあたる5,291人ががん等の末期疾病の治療により中毒となつた者であり、麻薬不正中毒者は3.2%にあたる173人であつた。この麻薬不正中毒者は、そのほとんどが医療麻薬による中毒者であるが、前年にひき続いて減少の傾向を示している。

麻薬不正中毒者のうち、43年中に麻薬中毒者医療施設に措置入院されたものは、45人である。年齢別では約半数が40～49歳で、原因、動機別では、疼痛性疾病による者が最も多く、麻薬取扱者に対するいつそうの指導が必要となつている。

43年末現在の麻薬中毒者は実態調査によれば、9,550人であり、これらの者に対して麻薬中毒者相談員などにより更生指導を実施している。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*